

(仮訳)

ロシア連邦政府決定

2022年5月11日付第850号

「若干のロシア連邦政府文書の変更について」

ロシア連邦政府は以下を決定する。

1. ロシア連邦政府文書に対する、ここに添付する変更を承認する。
2. 本決定はそれが公布された日に発効する。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン

2022年5月11日付
ロシア連邦政府令第850号により
承認

ロシア連邦政府文書に対する変更

1. 2022年3月9日付ロシア連邦政府決定第311号「2022年3月8日付ロシア連邦大統領令第100号実施のための諸措置について」(「ロシア連邦法令集」2022年第11号掲載番号1703、第12号掲載番号1873)において：

a) 第2項において：

第3段落を以下の内容に変更する：

「ユーラシア経済連合加盟国に向けて搬出される商品；」；

第7段落を以下の内容に変更する：

「連邦技術輸出管理庁のライセンス、連邦軍事技術協力庁のライセンスおよび一覧、ロシア連邦国防省が承認した一覧、ならびにロシア連邦産業商業省の一覧にもとづき、防衛産業部門の企業の生産・科学技術協業に関する政府間協定の一環として、またはロシア連邦輸出管理委員会の許可にしたがって搬出される商品」；

第12段落を以下の内容に変更する：

「国際運送の輸送手段。ただし、2022年3月5日付ロシア連邦政府指令第430-r号が承認した「ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国の国家および地域一覧」に含まれる外国国家のリース提供者および賃貸人との間に締結されたファイナンスリース契約および賃貸借契約にもとづくリース提供者および賃貸人への返却を目的として搬出される航空機はこのかぎりではない」；

以下の内容の複数の段落を追加する：

「アプハジア共和国および南オセチア共和国に登録されている、または定住している者が取引先であるところの通商契約にもとづいてこれらの国家に向けて搬出される商品；

ドネツク人民共和国およびルガンスク人民共和国を原産地とする商品であって、ドネツク人民共和国およびルガンスク人民共和国の管轄機関（組織）が発行した原産地証明書を有するもの；

一時的搬入（持ち込み許可）のための通関手続きを完了させるためにロシア連邦から搬出され、再輸出のための通関手続きに付される商品であって、それらの商品がロシア連邦内に一時的に搬入されるにあたっての目的が、連邦技術規則度量衡庁の国家度量衡研究機関によるロシア連邦国家計量標準からの単位サイズ引渡しのための科学技術的業務の実施、外国および（または）ロシアの測定手段の較正および（または）点検のための作業の実施、計量参照標準（手段）の科学的研究の実施、ならびに国際照合の実施である場合。ただし、そうした目的が商品識別番号の記載のある通商契約によって立証されており、さらに、ロシア連邦産業通商省によって用途が証明されている場合には、商品自体がロシア連邦への搬入時においても再搬出時においても識別可能であることを条件とする。」；

b) 上記決定が承認した「暫時搬出禁止措置の対象となる特定の種類の商品一覧」において：

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コードにおいて以下に分類されている項目を削除する：2520 10 000 0、2520 20 000 0、3208 20 100 0、3208 90 910 9、3407 00 000 0、3808 94、3926 90 920 0、3926 90 970 6、4014、4015 19 000 0、4016 93 000 5、4016 95 000 0、4016 99 970 1、4016 99 970 8、6115 10 100 1、6115 10 100 2、6115 10 100 9、6115 10 900 0、6115 21 000 0、6117 80 100 9、7010 10 000 0、7010 90 210 0、7010 90 710 0、7010 90 790 0、7010 90 910 9、7017、8205、8208、8415、8429、8449 00 000 0、8450、8451、8470、8472、8473、8476、8482、8483、8484、8487、8505、8508、8509、8510、8511、8512、8513、8515、8518、8519、8521、8522、8524、8529、8530、8533、8536、8537、8539、8546、8547、8548 00、8601、8602、8603、8604 00 000 0、8605 00 000、8606、8607、8702、8703、8704、8705、8706 00、8707、8708、8711、8712 00、8713、8714、8715 00、8716、8801 00、8804 00 000 0、8901、8902 00、8903、8904 00、8907、9003、9004、9005、9006、9007、9008、9010、9011、9012、9014、9015、9016 00、9023 00、9025、9026、9028、9029、9032、9033 00 000 0；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 7311 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「7311 00 990 0 圧縮ガス用または液化ガス用の鉄鋼製の容器、ただし容量 1,000 リットル以上のもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8207 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8207 動力駆動式であるかないかを問わない手工具用または加工機械用の互換性工具（たとえば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削またはねじの締付けに使用するもの）。金属の引抜き用または押出し用のダイスおよび削岩用または土壌せん孔用の工具を含む」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8407 および 8408 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8407 回転運動または往復運動を行うピストン付きの火花点火内燃機関（8407 31 000 0、8407 32、8407 33、8407 34 をのぞく）」

8408
(8408 20、
8408 90 210 0 をの
ぞく)

ピストン式の圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジンおよびセミディーゼルエンジン）」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8412、8413 および 8414 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8412
(8412 21 800 8、
8412 29 810 9、
8412 29 890 9、
8412 90 をのぞく)

その他のエンジンおよび原動機

8413 50 200 0
8413 50 400 0
8413 50 690 0
8413 60
8413 70
8413 81 000 0
8413 82 001 1
8413 82 009 1
8413 91 000 8
8413 92 000 0

流量計付きであるかないかを問わない液体ポンプ；液体エレベーター

8414 10 810 0
8414 10 890 0
8414 30 810 1
8414 30 810 9
8414 30 890 2
8414 30 890 9
8414 40
8414 59 200 0
8414 80
8414 90 000 0

空気ポンプまたは真空ポンプ、空気圧縮機またはガス圧縮機およびファン；換気用または循環用のフードまたはキャビネットであって、ファンを自蔵するものにかぎり、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない；密閉形の生物学的安全キャビネットであって、フィルターを取り付けてあるかないかを問わないもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8416、8417、8418、8419、8420、8421、8422、8423、8424 および 8425 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8416
(8416 90 900 0 を
のぞく)

液体燃料用、粉碎した固体燃料用またはガス用の炉バーナー；メカニカルストーカーであって、機械式火格子、機械式灰排出機およびこれらに類する機械を含む

8417
(8417 90 000 0 を
のぞく)

工業用または理化学用の炉。焼却炉を含み、電気炉をのぞく。

8418 69 0008
その他の冷蔵用または冷凍用の機器

8419
(8419 11 000 0、
8419 19 000 0、
8419 34 000 0、
8419 35 000 0、
8419 81 をのぞく)

加熱、煮沸、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮または冷却およびその他の温度変化による方法で材料を処理する機器であって、工業用のものおよび理化学用のものにかぎり、電気加熱式であるかないかを問わず（ただし、第 8514 項の炉、チャンバーおよびその他の機器はのぞく）、さらに家庭用機器ではないもの；瞬間湯沸器および貯蔵式湯沸器であって、電気式でないもの

8420
(8420 91 800 0、
8420 99 000 0 をのぞく)

カレンダーまたはその他のロール機であって、金属もしくはガラスの加工用の機械をのぞくもの、ならびにそれらのもののシリンダー

8421 11 000 0
8421 19 200
8421 19 700
8421 22 000 0
8421 29 000
8421 39 800 2
8421 99 000 7

遠心式脱水機を含む遠心分離機；液体用または気体用のろ過機または清浄機

8422 20 000 9

その他のびんまたはその他の容器の清浄用または乾燥用の機械

8422 30 000 8

びん、缶の充てん用および封口用、箱、袋またはその他の容器の封止用、印刷用またはラベル貼付け用の機械；びん、缶、チューブおよびこれらに類する容器の口金の気密式取付け用の機械；その他の飲料用の炭酸ガス注入機

8422 90 900 0

食器洗浄機、びんまたはその他の容器の清浄用または乾燥用の機械、びん、缶の充てん用および封口用、箱、袋またはその他の容器の封止用、印刷用またはラベル貼付け用の機械、びん、缶、チューブおよびこれらに類する容器の口金の気密式取付け用の機械、その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む）、飲料用の炭酸ガス注入機の部分品

8423
(8423 20 000 0、
8423 81、
8423 82 をのぞく)

重量測定機器（感度 0.05 グラム以上のはかりをのぞく）。重量測定式の計数機および検査機を含む；あらゆるタイプのはかり用の分銅

8424
(8424 20 000 0、
8424 90 000 0 をのぞく)

液体または粉の噴射用、散布用または噴霧用の機器（手動式であるかないかを問わない）；消火器であって、消火剤を充填してあるかないかを問わないもの；スプレーガンおよびこれに類する機器；蒸気または砂の吹付け機およびこれに類する噴射用機器

8425
(8425 39 000 6、
8425 41 000 0 をのぞく)

プーリータックルおよびスキップホイスト以外のホイスト；キャブスタン；ジャッキ；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8428 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8428
(8428 33 000 0 をのぞく)

その他の持上げ用、移動用、積込み用または荷卸し用の機械（たとえば、昇降機、エスカレーター、コンベヤー、ロープウェー）」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8432 および 8433 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8432
(8432 90 900 0 をのぞく)

農業用、園芸用または林業用の機械であって、整地および耕作を行うためのもの；芝生用または運動場用のローラー

のぞく)
8433 農作物の収穫および脱穀を行う機械。わらまたは牧草用ベラーを含む；
(8433 90 900 0 を 牧草用または芝生用の草刈機；卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用
のぞく) または格付け用の機械であって、第 8437 項の機械以外のもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8438、8439、8440、8441、8442 および 8443 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8438 飲食料品の調製業用または製造業用の機械であって、この類の他の項に記載または包含されていないもの。ただし、動物性油脂または非揮発性油脂または植物性油脂または微生物性油脂の抽出用または調製用の機械をのぞく。
(8438 90 900 0 を
のぞく)

8439 繊維素繊維を原料とするパルプの製造用または紙もしくは板紙の製造用
(8439 10 000 1、 もしくは仕上げ用の機械
8439 10 000 9、
8439 91 000 0、
8439 99 000 0 をの
ぞく)

8440 製本ミシンを含む製本用機械
(8440 90 000 0 を
のぞく)

8441 その他の製紙用パルプ、紙または板紙の加工機械。あらゆるタイプの切断機を含む。
(8441 90 をのぞく)

8442 プレート、シリンダーまたはその他の印刷用コンポーネントの調製用または製造用の機械、装置、設備（第 8456 項から第 8465 項までの機械をのぞく）；プレート、シリンダーまたはその他の印刷用コンポーネント；印刷用に調製した（たとえば、平削りにし、砂目にし、または研磨した）プレート、シリンダーおよびリソグラフィックストーン
(8442 40 000 0 を
のぞく)

8443 第 8442 項のプレート、シリンダーおよびその他の印刷用コンポーネントによる印刷に使用する印刷機；その他のプリンター、複写機およびファクシミリであって、結合してあるかないかを問わないもの；これらのものの部分品および附属品」；
(8443 31、
8443 32、
8443 39、
8443 91 100 0、
8443 91 910 0、
8443 99 をのぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8453、8454 および 8455 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8453 原皮または革の前処理用、なめし用または加工用の機械、ならびに原皮または革製の履物その他の製品の製造用または修理用の機械であって、ミシン以外のもの
(8453 90 000 0 を
のぞく)

8454 転炉、取鍋、インゴット用鋳型および鋳造機であって、冶金または金属製造に使用するもの
(8454 90 000 0 を
のぞく)

8455 金属圧延機およびそのロール」；
(8455 90 000 0 を
のぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8474 および 8475 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8474 土壌、石、鉱石もしくはその他の固体状態（粉末状もしくはペースト状の）
(8474 90 をのぞく) の鉱物の選別、篩分け、分離、洗浄、破碎、粉砕、混合または攪拌用装置；
固形鉱物燃料、セラミック成分、未硬化セメント、石膏材料またはその他の粉末状もしくはペースト状の鉱物製品の焼結、成型または铸造用装置；
砂型铸造用造型機

8475 電球もしくは真空管球、電子管もしくは電子線管もしくはガス放電灯をガラス球内で組み立てるための機械；ガラスもしくはガラス製品の製造あるいは熱処理用機械」；
(8475 90 000 0 を
のぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8477、8478 および 8479 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8477 ゴムもしくはプラスチックの加工またはこれらの材料による製品の製造
(8477 90 をのぞく) 用設備であって、この類の他の項に記載または含まれていないもの

8478 10 000 0 たばこの準備もしくは調製用設備であって、この類の他の項に記載または
含まれていないもの

8479 個別の機能を有する機械および機構であって、この類の他の項に記載
(8489 90 をのぞく) または含まれていないもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8481 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8481 10 990 8 配管、ボイラー、タンク、または類似の容器のための栓、弁、絞り弁お
8481 30 910 8 よび類似の継手。減圧弁および調温式弁を含む」；
8481 30 990 8
8481 40 100 0
8481 40 900 9
8481 80
(8481 80 400 0、
8481 80 631 0、
8481 80 632 0、
8481 80 731 0、
8480 80 732 0、
8481 80 739 1、
8481 80 811 0、
8481 80 812 0、
8481 80 819、
8481 80 850 1、
8481 80 850 2、
8481 80 850 7、

8481 80 990 2、
8481 80 990 7 をの
ぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8485 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8485 積層造形機」；
(8485 20 000 0 を
のぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8506 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8506 一次電池および一次バッテリー」；
(8506 90 000 0 を
のぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8514 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8514 工業用または実験用電気炉およびチャンバー（誘導現象もしくは誘電損現象に基づいて作動するものを含む）；誘導現象もしくは誘電損現象を利用して、材料の熱処理を行う工業用または実験用装置
(8514 90 000 0 を
のぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8516 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

8516 80 800 0 その他の電気加熱抵抗」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8517 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8517 スマートフォンおよびその他の移動体通信ネットワークもしくはその他の無線ネットワーク用電話機を含む電話機；音声、画像もしくはその他のデータの送信または受信のための機器であって、有線もしくは無線通信ネットワーク（例えば、ローカルもしくはグローバル通信ネットワーク）での通信のための機器を含む。ただし第 8443、8525、8527 または 8528 項の送信または受信機器をのぞく」；
(8517 71、
8517 79 0001 をの
ぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8523 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8523 ディスク、テープ、データ保存用不揮発性固体素子、「スマートカード」およびその他の音声もしくはその他の現象の記録媒体。記録済みであるか否かは問わない。ただし、ディスク製作用のマトリックスおよびマスターテープを含む。ただし 37 類の製品をのぞく」；
(8523 41、
8523 49 をのぞ
く)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8527 として分類されている項目を以下の内容に変更する

る：

「8527 ラジオ放送受信装置。一つのケース内に録音装置もしくは音声再生装置も
(8527 12、 しくは時計を収納しているか否かは問わない)；
8527 21 200 1、
8527 21 520 1、
8527 21 590 1、
8527 21 590 0、
8527 29 000 1、
8527 92 100 0 をの
ぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8531 および 8532 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8531 20 950 0 その他の液晶デバイス (LCD) を自蔵する表示盤
8531 80 950 0 その他の音声信号用または視覚警報用電気設備
8532 直流、交流または同調電気コンデンサ」；
(8532 90 000 0 を
のぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8538 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8538 90 920 0 電子モジュール」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8540 および 8541 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8540 熱陰極、冷陰極または光電陰極管球および電子管 (例えば、真空管球または水蒸気入りまたはガス入り管球および管、水銀アーク整流管球および管、および電子線管、撮像管)
(8540 91 000 0、
8540 99 000 0 をの
ぞく)

8541 半導体機器 (例えば、半導体をベースにしたダイオード、トランジスタ、変換機)；光化学電池を含む、感光半導体装置 (モジュールに組み込まれているか否か、パネルに組み込まれているか否かは問わない)；発光ダイオード (LED) (ほかの発光ダイオード (LED) と組み立てられているか否かは問わない)；圧電性結晶一式」；
8541 10 000 1、
8541 10 000 9、
8541 21 000 0、
8541 29 000 0、
8541 90 000 0 をの
ぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8543、8544 および 8545 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8543 個別の機能を有する電気機械および装置であって、この類の他の項に記載または包含されていないもの
(8543 40 000 0、
8543 70 100 0、
8543 70 500 1、
8543 90 000 0 をの
ぞく)

8544 42 900 9 その他の電圧 1,000V 以下の絶縁導体で、接続金具を装備するもの

8544 70 000 0 光ファイバーケーブル

8545
(8545 11 008 1、
8545 11 008 2、
8545 19 000 0 をのぞく)

カーボン電極、カーボンブラシ、電球用または電池用カーボンおよび黒鉛製またはその他の種類のカーボン製製品、金属が付いているか否かは問わない、その他の、電気製品に用いられているもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8709 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8709
(8709 11 900 0、
8709 90 000 0 をのぞく)

起重装置または積込装置を搭載していない自走式産業用車両で、工場、倉庫、港または空港で短距離での荷物の搬送に用いられる；鉄道駅のプラットフォームで用いられるトラクタ；上記の車両の部品」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8807 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8807
(8807 90 000 をのぞく)

第 8801、8802 または 8806 項の航空機の部品」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 9001 および 9002 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「9001
(9001 30 000 0、
9001 40 200 0、
9001 40 410 0、
9001 50 200 0、
9001 50 410 0 をのぞく)

光ファイバーおよび光ファイバー束；第 8544 項に記載された以外の光ファイバーケーブル；偏光材料によるシートおよびプレート；任意の材料による、マウントされていないレンズ(コンタクトレンズを含む)、プリズム、ミラーおよびその他の光学素子。ただし、光学的に処理されていないガラスを材質とする素子はこのぞく。

9002 11 000 0 写真機用、映写機用、写真引伸機用または縮小映写機用の対物レンズ

9002 20 000 0 フィルター」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 9013 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「9013
(9013 90 000 0 をのぞく)

レーザーダイオードをのぞくレーザー；その他の光学機器および器具であって、この類の他の項に記載または包含されていないもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 9017 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「9017
製図用、墨出し用、数学計算用器具（例えば、製図機、パンタグラフ、

(9017 80 100 0 をのぞく) 分度器、製図セット、計算尺、円盤計算機)；線寸法測定用手動器具(例えば、定規、巻き尺、マイクロメーター、カリパ)であって、この類の他の項に記載または包含されていないもの)；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 9019 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「9019 20 000 0 オゾン療法、酸素療法、エアロゾル療法、人工呼吸用装置、またはその他の治療用人工呼吸器)；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 9021 および 9022 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「9021 (9021 40 000 0 をのぞく) 松葉杖、外科用ベルトおよび包帯を含む整形外科器具；副木およびその他の骨折治療用器具；人工の身体部位；補聴器およびその他の器具で、器官の欠陥または障害を補うために着用または携帯するもの、または身体に埋め込むもの

9022 (9022 90 000 0 をのぞく) 医療用、外科用、口腔病学用または獣医科用であるかを問わない、X線またはアルファ線、ベータ線、ガンマ線またはその他の放射線の使用に基づく装置であり、X線撮影装置または放射線治療装置、X線管およびその他のX線発生装置、高電圧発電装置、制御盤および制御卓、スクリーン、机、椅子および類似の検査用または治療用製品を含む)；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 9024 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「9024 (9024 90 000 0 0 をのぞく) 材料(例えば、金属、木材、繊維、紙、プラスチック)の硬度、強度、圧縮性、弾性またはその他の機械的性状を試験する機械および装置)；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 9027 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「9027 (9027 90 500 0、9027 90 800 0 をのぞく) 物理的または化学的分析用機器および装置(例えば、偏光計、屈折計、分光計、ガスまたは煙分析装置)；粘度、気孔率、膨張率、表面張力を測定もしくは検査する機器および装置または類似の機器および装置；熱、音または光の量を測定または検査する機器および装置(露出計を含む)；マイクロトーム)；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 9030 および 9031 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「9030 (9030 90 をのぞく) オシロスコープ、スペクトル分析器、その他の電気量の測定または検査用機器および装置。第 9028 項の測定機器をのぞく；アルファ線、ベータ線、ガンマ線、X線、宇宙線またはその他の放射線の検出または測定用機器および装置

9031 49 900 0 その他の光学機器および装置)。

2. 2022年3月9日付ロシア連邦政府決定第312号「特定の種類の商品に対するロシア連邦領外への搬出許可手順の暫定的な導入について」（「ロシア連邦法令集」2022年第11号掲載番号1704、第12号掲載番号1873）において：

a) 第2項において：

第4段落を以下の内容に変更する：

「外国国家の領土を経由してロシア連邦領土の部分間を、および外国に港に寄港することなくロシア連邦の港間を、移動する商品；」；

第6段落を以下の内容に変更する：

「連邦技術輸出管理庁のライセンス、連邦軍事技術協力庁のライセンスおよび一覧、ロシア連邦国防省が承認した一覧、ならびにロシア連邦産業商業省の一覧にもとづき、防衛産業部門の企業の生産・科学技術協業に関する政府間協定の一環として、またはロシア連邦輸出管理委員会の許可にしたがって搬出される商品；」；

第16段落を以下の内容に変更する：

「国際運送における貨物の処理および保護、輸送手段の保守、修理および（または）操業を目的としてロシア連邦領内から搬出される、スペアパーツおよび特殊装置；」；

以下の内容の段落を追加する：

ドネツク人民共和国およびルガンスク人民共和国を原産地とする商品であって、ドネツク人民共和国およびルガンスク人民共和国の管轄機関（組織）が発行した原産地証明書を有するもの。」；

b) 本決定の附属書No.1において：

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード8432および8433として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8432 農業用、園芸用または林業用の機械であって、整地および耕作を行うため
(8432 90 000 0 を のぞく) のもの；芝生用または運動場用のローラー

8433 農作物の収穫および脱穀を行う機械。わらまたは牧草用ベレーを含む；
(8433 90 000 0 を のぞく) 牧草用または芝生用の草刈機；卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用
または格付け用の機械であって、第8437項の機械以外のもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード8438として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8438 飲食料品の調製業用または製造業用の機械であって、この類の他の項に記載または包含されていないもの。ただし、動物性油脂または非揮発性油脂
(8438 90 000 0 を のぞく) または植物性油脂または微生物性油脂の抽出用または調製用の機械をのぞく」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード9027 50 000 0として分類されている項目を削除する；

c) 本決定の附属書No.2において：

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード8208、8408 90、8801 00、8804 00 000 0、8901、8902 00、8903、8904 00、8907として分類されている項目を削除する；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード8412として分類されている項目を以下の内容に変更す

る：

「8412 その他のエンジンおよび原動機」；
(8412 21 800 8、
8412 29 810 9、
8412 29 890 9、
8412 90 をのぞく)

c) 本決定の附属書 No. 3 において：

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コードにおいて以下に分類されている項目を削除する：7017、8205、8412、8415、8429、8449 00 000 0、8450、8451、8470、8472、8473、8476、8482、8483、8484、8487、8505、8508、8509、8510、8511、8512、8513、8515、8518、8519、8521、8522、8524、8530、8533、8536、8537、8539、8546、8547、8548 00、8601、8602、8603、8604 00 000 0、8605 00 000、8606、8607、8702、8703、8704、8705、8706 00、8707、8708、8711、8712 00、8713、8714、8715 00、8716、9003、9004、9005、9006、9007、9008、9010、9011、9012、9014、9015、9016 00、9018、9019、9020 00 000 0、9022、9023 00、9025、9026、9028、9029、9032、9033 00 000 0；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 7311 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「7311 00 990 0 圧縮ガス用または液化ガス用の鉄鋼製の容器、ただし容量 1,000 リットル以上のもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8207 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8207 動力駆動式であるかないかを問わない手工具用または加工機械用の互換性工具（たとえば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削またはねじの締付けに使用するもの）。金属の引抜き用または押出し用のダイスおよび削岩用または土壌せん孔用の工具を含む。」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8405 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8405 ガス発生機または水性ガス発生機であって、清浄機を有するか有さないかを問わないもの；アセチレンガス発生機およびこれに類するガス発生機であって、清浄機を有するか有しないかを問わないもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8407 および 8408 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8407 回転運動または往復運動を行うピストン付きの火花点火内燃機関
(8407 31 000 0、
8407 32、
8407 33、
8407 34 をのぞく)

8408 ピストン式の圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジンおよびセミディーゼルエンジン）」；
(8408 20、

8408 90 210 0 をのぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8413 および 8414 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

8413 50 200 0 流量計付きであるかないかを問わない液体ポンプ；液体エレベーター
8413 50 400 0
8413 50 690 0
8413 60
8413 70
8413 81 000 0
8413 82 001 1
8413 82009 1
8413 91 000 8
8413 92 000 0

8414 10 810 0 空気ポンプまたは真空ポンプ、空気圧縮機またはガス圧縮機およびファン；換気用または循環用のフードまたはキャビネットであって、ファンを自蔵するものにかぎり、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない；密閉形の生物学的安全キャビネットであって、フィルターを取り付けてあるかないかを問わないもの；
8414 10 890 0
8414 30 810 1
8414 30 810 9
8414 30 890 2
8414 30 890 9
8414 40
8414 59 200 0
8414 80
8414 90 000 0

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8416、8417、8418、8419、8420、8421、8422、8423、8424 および 8425 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8416 (8416 90 000 0 をのぞく) 液体燃料用、粉碎した固体燃料用またはガス用の炉バーナー；メカニカルストーカーであって、機械式火格子、機械式灰排出機およびこれらに類する機械を含む。

8417 (8417 90 000 0 をのぞく) 工業用または理化学用の炉。焼却炉を含み、電気炉をのぞく。

8418 69 0008 その他の冷蔵用または冷凍用の機器

8419 (8419 11 000 0、8419 19 000 9、8419 34 000 0、8419 35 000 0、8419 40 000、8419 81 をのぞく) 加熱、煮沸、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮または冷却およびその他の温度変化による方法で材料を処理する機器であって、工業用のものおよび理化学用のものにかぎり、電気加熱式であるかないかを問わず（ただし、第 8514 項の炉、チャンバーおよびその他の機器はのぞく）、さらに家庭用機器ではないもの；瞬間湯沸器および貯蔵式湯沸器であって、電気式でないもの

8420 (8420 91 800 0、8420 99 000 0 をのぞく) カレンダーまたはその他のロール機であって、金属もしくはガラスの加工用の機械をのぞくもの、ならびにそれらのもののシリンダー

8421 19 700 その他の遠心式脱水機を含む遠心分離機

8421 39 800 2	オイルガス清浄用分離機、オイルガスおよび石油の清浄用分離機
8421 99 000 7	ろ過設備および装置の部分品
8422 90 900 0	食器洗浄機;びんまたはその他の容器の清浄用または乾燥用の機械、びん、缶の充てん用および封口用、箱、袋またはその他の容器の封止用、印刷用またはラベル貼付け用の機械、びん、缶、チューブおよびこれらに類する容器の口金の気密式取付け用の機械、その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む）、飲料用の炭酸ガス注入機の部分品
8423 (8423 20 000 0、 8423 81、 8423 82 をのぞく)	重量測定機器（感度 0.05 グラム以上のはかりをのぞく）。重量測定式の計数機および検査機を含む；あらゆるタイプのはかり用の分銅
8424 (8424 20 000 0、 8424 90 000 0 をのぞく)	液体または粉の噴射用、散布用または噴霧用の機器（手動式であるかないかを問わない）；消火器であって、消火剤を充填してあるかないかを問わないもの；スプレーガンおよびこれに類する機器；蒸気または砂の吹付け機およびこれに類する噴射用機器
8425 (8425 39 000 6、 8425 41 000 0 をのぞく)	プーリータックルおよびスキップホイスト以外のホイスト；キャブスタン；ジャッキ；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8428 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8428 (8428 33 000 0、 8428 90710 0、 8428 90 780 0 をのぞく)	その他の持上げ用、移動用、積み込み用または荷卸し用の機械（たとえば、昇降機、エスカレーター、コンベヤー、ロープウェー）」；
--	---

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8439、8440、8441、8442 および 8443 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

8439 (8439 10 000 1、 8439 10 000 9、 8439 91 000 0、 8439 99 000 0 をのぞく)	繊維素繊維を原料とするパルプの製造用または紙もしくは板紙の製造用もしくは仕上げ用の機械
8440 (8440 90 000 0 をのぞく)	製本マシンを含む製本用機械
8441 (8441 90 をのぞく)	その他の製紙用パルプ、紙または板紙の加工機械。あらゆるタイプの切断機を含む。
8442	プレート、シリンダーまたはその他の印刷用コンポーネントの調製用また

(8442 40 000 0 をのぞく) は製造用の機械、装置、設備（第 8456 項から第 8465 項までの機械をのぞく）；プレート、シリンダーまたはその他の印刷用コンポーネント；印刷用に調製した（たとえば、平削りにし、砂目にし、または研磨した）プレート、シリンダーおよびリソグラフィックストーン

8443
(8443 31、
8443 32、
8443 39、
8443 91 100 0、
8443 91 910 0、
8443 99 をのぞく)

第 8442 項のプレート、シリンダーおよびその他の印刷用コンポーネントによる印刷に使用する印刷機；その他のプリンター、複写機およびファクシミリであって、結合してあるかないかを問わないもの；これらのものの部分品および附属品」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8453、8454 および 8455 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8453
(8453 90 000 0 をのぞく)

原皮または革の前処理用、なめし用または加工用の機械、ならびに原皮または革製の履物その他の製品の製造用または修理用の機械であって、ミシン以外のもの

8454
(8454 90 00 0 をのぞく)

転炉、取鍋、インゴット用鑄型および鑄造機であって、冶金または金属鑄造に使用するもの

8455
(8455 90 00 0 をのぞく)

金属圧延機およびそのロール」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8474 および 8475 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8474
(8474 10 000、
8474 20 000、
8474 31 000、
8474 32 000 0、
8474 39 000、
8474 90 をのぞく)

土壌、石、鉱石もしくはその他の固体状態（粉末状もしくはペースト状の）の鉱物の選別、篩分け、分離、洗浄、破碎、粉砕、混合または攪拌用装置；固形鉱物燃料、セラミック成分、未硬化セメント、石膏材料またはその他の粉末状もしくはペースト状の鉱物製品の焼結、成型または鑄造用装置；砂型鑄造用造型機

8475
(8475 90 000 0 をのぞく)

電球もしくは真空管球、電子管もしくは電子線管もしくはガス放電灯をガラス球内で組み立てるための機械；ガラスもしくはガラス製品の製造あるいは熱処理用機械」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8477、8478 および 8479 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8477
(8477 90 をのぞく)

ゴムもしくはプラスチックの加工またはこれらの材料による製品の製造用設備であって、この類の他の項に記載または包含されていないもの

8478 10 000 0 たばこの準備もしくは調製用設備であって、この類の他の項に記載または

含まれていないもの

8479 個別の機能を有する機械および機構であって、この類の他の項に記載
(8489 90 をのぞく) または含まれていないもの」;

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8481 として分類されている項目を以下の内容に変更する:

「8481 10 990 8 配管、ボイラー、タンク、または類似の容器のための栓、弁、絞り弁および類似の継手。減圧弁および調温式弁を含む」;
8481 30 910 8
8481 30 990 8
8481 40 100 0
8481 40 900 0
8481 80
(8481 80 400 0、
8481 80 631 0、
8481 80 632 0、
8481 80 731 0、
8480 80 732 0、
8481 80 739 1、
8481 80 811 0、
8481 80 812 0、
8481 80 819、
8481 80 850 1、
8481 80 850 2、
8481 80 850 7、
8481 80 990 2、
8481 80 990 7 をのぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8485 として分類されている項目を以下の内容に変更する:

「8485 積層造形機」;
(8485 20 000 0 をのぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8506 として分類されている項目を以下の内容に変更する:

「8506 一次電池および一次バッテリー」;
(8506 90 000 0 をのぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8516 として分類されている項目を以下の内容に変更する:

「8516 80 800 0 その他の電気加熱抵抗」;

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8531 および 8532 として分類されている項目を以下の内

容に変更する：

「8531 20 950 0 その他の液晶デバイス（LCD）を自蔵する表示盤

8531 80 950 0 その他の音声信号用または視覚警報用電気設備

8532
(8532 90 000 0 を
のぞく) 直流、交流または同調電気コンデンサ」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8538 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8538 90 920 0 第 8535 項の機器にもつばら、または主として使用する電子モジュール」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8540 および 8545 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8540
(8540 91 000 0、
8540 99 000 0 をの
ぞく) 熱陰極、冷陰極または光電陰極管球および電子管（例えば、真空管球または水蒸気入りまたはガス入り管球および管、水銀アーク整流管球および管、および電子線管、撮像管）

8545
(8545 11 008 1、
8545 11 008 2、
8545 19 000 0 をの
ぞく) カーボン電極、カーボンブラシ、電球用または電池用カーボンおよび黒鉛製またはその他の種類のカーボン製製品、金属が付いているか否かは問わない、その他の、電気製品に用いられているもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8549 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8549
(8549 21 000 0、
8549 29 000 0 をの
ぞく) 電気電子機器のくず

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8709 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8709
(8709 11 900 0、
8709 90 000 0 をの
ぞく) 起重装置または積込装置を搭載していない自走式産業用車両で、工場、倉庫、港または空港で短距離での荷物の搬送に用いられる；鉄道駅のプラットフォームで用いられるトラクタ；上記の車両の部品

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8807 および 9002 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8807
(8807 10 000 0、
8807 20 000 0、
8807 30 000 0、
8807 90 000 0 をのぞ

く)

9002 11 000 0 写真機用、映写機用、写真引伸機用または縮小映写機用の対物レンズ

9002 20 000 0 フィルター」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 9017 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「9017 製図用、墨出し用、数学計算用器具（例えば、製図機、パンタグラフ、
(9017 80 100 0 を 分度器、製図セット、計算尺、円盤計算機)；線寸法測定用手動器具（例
のぞく) えば、定規、巻き尺、マイクロメーター、カリパ）であって、この類の
他の項に記載または包含されていないもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 9021 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「9021 松葉杖、外科用ベルトおよび包帯を含む整形外科器具；副木およびそ
(9021 40 000 0 を の他の骨折治療用器具；人工の身体部位；補聴器およびその他の器具
のぞく) で、器官の欠陥または障害を補うために着用または携帯するもの、ま
たは身体に埋め込むもの

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 9024 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「9024 材料（例えば、金属、木材、繊維、紙、プラスチック）の硬度、強度、
(9024 90 000 0 0 圧縮性、弾性またはその他の機械的性状を試験する機械および装置」；
をのぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 9027 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「9027 90 100 0 ミクロトーム」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 9030 および 9031 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「9030 オシロスコープ、スペクトル分析器、その他の電気量の測定または検査用
(9030 10 000 0、 機器および装置。第 9028 項の測定機器をのぞく；アルファ線、ベータ線、
9030 90 をのぞく) ガンマ線、X 線、宇宙線またはその他の放射線の検出または測定用機器お
よび装置

9031 49 900 0 その他の光学機器および装置」；

e) 本決定の附属書 No. 4 において：

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8529 として分類されている項目を削除する；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8517 および 8523 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8517 スマートフォンおよびその他の移動体通信ネットワークもしくはその他

(8517 71、
8517 79 000 1 をの
ぞく)

の無線ネットワーク用電話機を含む電話機；音声、画像もしくはその他のデータの送信または受信のための機器であって、有線もしくは無線通信ネットワーク（例えば、ローカルもしくはグローバル通信ネットワーク）での通信のための機器を含む。ただし第 8443、8525、8527 または 8528 項の送信または受信機器をのぞく；

「8523
(8523 41、
8523 49 をのぞ
く)

ディスク、テープ、データ保存用不揮発性固体素子、「スマートカード」およびその他の音声もしくはその他の現象の記録媒体。記録済みであるか否かは問わない。ただし、ディスク製作用のマトリックスおよびマスターテープを含む。ただし 37 類の製品をのぞく；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8527 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8527
(8527 12、
8527 21 200 1、
8527 21 520 1、
8527 21 590 1、
8527 21 590 9、
8527 29 000 1、
8527 92 100 0 をの
ぞく)

ラジオ放送受信装置。一つのケース内に録音装置もしくは音声再生装置もしくは時計を収納しているか否かは問わない；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8541 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

8541
(8541 10 000 1、
8541 10 000 9、
8541 21 000 0、
8541 29 000 0、
8541 90 000 0 をの
ぞく)

半導体機器（例えば、半導体をベースにしたダイオード、トランジスタ、変換機）；光化学電池を含む、感光半導体装置（モジュールに組み込まれているか否か、パネルに組み込まれているか否かは問わない）；発光ダイオード（LED）（ほかの発光ダイオード（LED）と組み立てられているか否かは問わない）；圧電性結晶一式；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8543、8544、9001 および 9013 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8543
(8543 40 000 0、
8543 70 100 0、
8543 70 500 1、
8543 90 000 0 をの
ぞく)

個別の機能を有する電気機械および装置であって、この類の他の項に記載または包含されていないもの

8544 42 900 9 その他の電圧 1,000V 以下の絶縁導体で、接続金具を装備するもの

8544 70 000 0 光ファイバーケーブル；

「9001
(9001 30 000 0、

光ファイバーおよび光ファイバー束；第 8544 項に記載された以外の光ファイバーケーブル；偏光材料によるシートおよびプレート；任意の

9001 40 200 0、材料による、マウントされていないレンズ(コンタクトレンズを含む)、
9001 40 410 0、プリズム、ミラーおよびその他の光学素子。ただし、光学的に処理され
9001 50 200 0、ていないガラスを材質とする素子はこのぞく。
9001 50 410 0 をのぞく)

9013 レーザーダイオードをのぞくレーザー；その他の光学機器および器具
(9013 90 000 0 をのぞく) であって、この類の他の項に記載または包含されていないもの；

f) 本決定の附属書 No. 5 において：

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コードにおいて以下に分類されている項目を削除する：3006 10、3006 40 000 0、3006 70 000 0、8205 59、8207 19、8405 10 000、8412 29、8421 21 000、8421 22 000 0、8481 80、8536 50、9005 10 000 0、9005 80 000 0、9006 40 000 0、9006 53、9006 59 000、9011 10、9011 20、9011 80 000 0、9012 10、9015、9022 13 000 0、9022 14 000 0、9022 19 000 0、9022 21 000 0、9022 29 000 0、9022 30 000 0、9022 90 000 0、9026 10；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8430 10 000 0、8430 31 000 0、8430 39 000 0、8430 41 000 0 および 8430 49 000 0 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8430 10 000 0 くい打ちおよびくい抜き用の機械；石炭または鉱石採掘用掘削機械および
8430 31 000 0 トンネル掘削用機械；掘り抜きまたはせん孔のためのその他の機械；
8430 39 000 0
8430 41 000
8430 49 000

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 8514 として分類されている項目を以下の内容に変更する：

「8514 工業用または実験用電気炉およびチャンバー（誘導現象もしくは誘電損現象
(8512 19 100 0、に基づいて作動するものを含む)；誘導現象もしくは誘電損現象を利用
8514 90 000 0 をのぞく) して、材料の熱処理を行う工業用または実験用装置」；

g) 本決定の附属書 No. 6 において：

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コードにおいて以下に分類されている項目を削除する：2520 10 000 0、2520 20 000 0、3208 20 100 0、3208 90 910 9、3407 00 000 0、3808 94、3926 90 920 0、3926 90 970 6、4014、4015 19 000 0、4016 93 000 5、4016 95 000 0、4016 99 970 1、4016 99 970 8、6115 10 100 1、6115 10 100 2、6115 10 100 9、6115 10 900 0、6115 21 000 0、6117 80 100 9、7010 10 000 0、7010 90 210 0、7010 90 710 0、7010 90 790 0 および 7010 90 910 9；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 3006 91 000 0 として分類されている項目の前に以下の項目を追加する：

「3006 10 外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用または歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤；ラミナリア、ラミナリア栓；外科用または歯科用の吸収性止血材；外科用または歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）

3006 40 000 0 歯科用セメントその他の歯科用充てん材料；接骨用セメント

3006 70 000 0 医学または獣医学において外科手術もしくは診療の際に人もしくは動物の身体
の潤滑剤としてまたは人もしくは動物の身体と診療用機器とを密着させる
薬品としての使用に供するよう調製したゲル」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード 6307 90 920 0 として分類されている項目の後に以下の項目を追加する：

- 「8421 19 200 実験室で用いられる遠心分離機
- 9018 医療、外科、口腔病学または獣医学で用いられる器具および装置。シン
チグラフィ装置、その他の電気医療器具、視力検査器を含む。
- 9019 20 000 0 オゾン療法、酸素療法、エアロゾル療法、人工呼吸用装置、またはその
他の治療用人工呼吸器
- 9020 00 000 0 その他の人工呼吸装置およびガスマスク。ただし、機械的な部品およ
び交換用フィルターのない防護マスクをのぞく。
- 9022 医療用、外科用、口腔病学用または獣医科用であるかを問わない、X 線
(9022 90 000 0 を
のぞく) またはアルファ線、ベータ線、ガンマ線またはその他の放射線の使用
に基づく装置であり、X 線撮影装置または放射線治療装置、X 線管およ
びその他の X 線発生装置、高電圧発電装置、制御盤および制御卓、
スクリーン、机、椅子および類似の検査用または治療用製品を含む」。

3. 2022 年 3 月 9 日付ロシア連邦政府決定第 311 号「2022 年 3 月 8 日付ロシア連邦大統領令第 100 号実
施のための諸措置について」（「ロシア連邦法令集」2022 年第 12 号掲載番号 1819、1873）に、次に掲げる内
容の第 1 項の 1 を追加する。

「第 1 項の 1. 本決定第 1 項に掲げる禁止措置は、本決定付属書 2 が定める一覧に含まれる特定の種類の
商品を、本決定付属書 1 に掲げられていない外国国家に向けてロシア連邦から搬出することに対しても、こ
れを適用する。ただし、これらの商品のロシア連邦からの搬出が、本決定付属書 1 が定める一覧に含まれる
外国の国家および地域の管轄下において登記されている者との間で締結されたか、またはこれらの外国の国
家および地域の管轄下において登記されている金融機関を経由して決済を行うことを定める通商契約にもと
づいて行われることを条件とするが、本決定第 2 項に掲げる商品はこのかぎりではない。」